



茨城県報

第 1 5 5 3 号

平成16年 3月22日

月 曜 日

目 次

規 則	ページ
(公 安 委 員 会)	
茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則.....	2
(人 事 委 員 会)	
職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則.....	8
告 示	
行政書士法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地等の変更 (市町村課)	8
医療機関の指定及び指定の辞退 (保健予防課)	9
身体障害者福祉法に規定する医師の指定の辞退 (障害福祉課)	9
身体障害者福祉法に規定する医師の内容変更 (障害福祉課)	10
指定医療機関の内容変更 (障害福祉課)	11
大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課)	11
農地保有合理化規程の変更の承認 (農政企画課)	13
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (畜産課)	13
道路の区域の変更 (7件) (道路維持課)	19
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)	22
土地改良事業の工事の完了 (土地改良事務所)	22
土地改良法に基づく換地処分 (土地改良事務所)	23
(人 事 委 員 会)	
県内旅行起点表の一部改正.....	23
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (生活文化課)	23
争議行為の予告通知の公表 (労働政策課)	24
保安林の皆抜面積の限度公表 (林業課)	24
県営土地改良事業計画 (農村計画課)	25
都市計画の案の作成に係る公聴会の開催 (都市計画課)	25
開発行為の工事完了 (7件) (建築指導課)	29
道路の位置の指定 (建築指導課)	30
落札者等の公示 (出納第二課)	30
訓 令	
(教 育 長)	
茨城県教育委員会臨時職員管理規程の一部を改正する訓令.....	30

規 則

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会規則第 3 号

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年 3月22日

茨城県公安委員会委員長 西 野 虎 之 介

茨城県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

茨城県道路交通法施行細則 (昭和53年茨城県公安委員会規則第11号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第10条の次に次の 1 条を加える。

(自動車の積載物の高さの制限)

第10条の 2 令第22条第 3 号八の規定により公安委員会が定める自動車は、別表第 2 の左欄に掲げる路線名の道路の同表の右欄に掲げる区間を通行する自動車とし、同号八の規定により公安委員会が定める高さは、4.1メートルとする。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 (第10条の 2 関係)

路 線 名	区 間
高速自動車国道 常磐自動車道	守谷市野木崎地先 (千葉県との境界) から北茨城市関本町関本上地先 (福島県との境界) まで
高速自動車国道 北関東自動車道	西茨城郡友部町大字平町字高土原地先から水戸市元石川町字千束地先まで
高速自動車国道 東関東自動車道	潮来市潮来地先 (千葉県との境界) から潮来市延方地先まで
一般国道 4 号	猿島郡五霞町大字幸主地先 (埼玉県との境界) から猿島郡三和町大字上片田地先 (栃木県との境界) まで及び古河市中田地先 (埼玉県との境界) から古河市松並 2 丁目地先 (栃木県との境界) まで
一般国道 6 号	水戸市元石川町字千束2597番 2 地先からひたちなか市部田野字山崎3184番 1 地先まで、取手市新町四丁目1533番 1 地先から北茨城市平潟町字経塚638番 2 地先まで及び水戸市酒門町字上千束3210番 3 地先から水戸市元石川町字七ツ井戸2720番 4 地先まで
一般国道50号	結城市大字小田林字台下1718番 1 地先から水戸市大塚町字池端1369番 1 地先まで、結城市大字結城字公達9748番 3 地先から下館市大字下川島字字田川端385番 3 地先まで及び水戸市大塚町字池端1369番 1 地先から水戸市酒門町字上千束3210番 1 地先まで
一般国道51号	潮来市字千部塚下157番 1 地先から潮来市宮前 2 丁目甲22番10地先まで及び鹿嶋市大字宮中 1 丁目11番 5 号地先から水戸市浜田 1 丁目845番地先まで
一般国道124号	鹿島郡波崎町8746番 3 地先から鹿嶋市大字木滝1007番地先まで、鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会182番33地先から鹿島郡神栖町大字居切字砂山1570番 3 地先まで及び鹿嶋市大字木滝1007番地先から鹿嶋市大字宮中5255番 1 地先まで

一般国道125号	稲敷郡美浦村大字大谷字石灘420番地先から稲敷郡美浦村大字宮地字苧満田1181番 3 地先まで、土浦市富士崎一丁目11番27地先から土浦市桜町一丁目15番14地先まで、土浦市都和四丁目4233番74地先から古河市三杉町一丁目2703番 3 地先まで及び稲敷郡美浦村大字宮地字苧満田1181番 3 地先から稲敷郡阿見町大字阿見字宮内3055番 1 地先まで
一般国道245号	水戸市塩崎町字上沼3094番 1 地先から日立市みなと町5799番15地先まで及び日立市久慈町 1 丁目5630番地先から日立市鹿島町 2 丁目138番地先まで
一般国道293号	日立市留町字北河原2798番 1 から日立市大和田町2232番地先まで
一般国道294号	取手市中央三丁目2861番4地先から下館市大字折本字板堂569番 8 地先まで及び下館市大字折本字板堂569番 8 地先から下館市大字樋口字水無594番 1 地先まで
一般国道349号	水戸市青柳町字鍛冶屋309番地先から那珂郡那珂町大字中台字南次男分707番 1 地先まで、那珂郡那珂町大字菅谷字堀ノ内3791番 1 地先から那珂郡那珂町大字菅谷字杉原5471番 6 地先まで及び水戸市青柳町字上宿439番 1 地先から水戸市青柳町字鍛冶屋309番地先まで
一般国道354号	古河市大字立崎字立崎郭428番 1 地先から猿島郡境町大字塚崎字法花塚1446番 1 地先まで、猿島郡境町字蓮池下1276番 1 地先から岩井市大字三字古山730番 1 地先まで、岩井市大字岩井字西高野2172番 3 地先から水海道市新井木町字六軒187番 2 地先まで、筑波郡谷和原村福岡台942番 4 地先から土浦市千束町 1 番 1 地先まで、古河市錦町6838番 7 地先から古河市大字牧野地876番 1 地先まで及び水海道市相野谷町字四ツ谷東4216番地先からつくば市花島新田 3 番71地先まで
一般国道355号	新治郡玉里村大字田木谷245番 1 地先から石岡市東石岡一丁目 5 番 1 地先まで及び石岡市国府 7 丁目 8 番 1 地先から石岡市柏原10番地先まで
一般国道408号	牛久市岡見町2241番 4 地先からつくば市榎戸482番地先まで
一般国道468号	つくば市梶内字梶内47番 1 地先からつくば市樋の沢字樋の沢277番 2 地先まで
県道宇都宮笠間線	笠間市片庭字仏の山1860番地先から笠間市石井字石崎1840番 5 地先まで
県道水戸鉾田佐原線	水戸市塩崎町字下沼770番地先から東茨城郡大洗町磯浜町929番地先まで
県道つくば野田線	筑波郡谷和原村大字小絹708番 1 地先から水海道市菅生町字大並1350番 1 地先まで及び岩井市大字矢作字鹿島沼3057番 1 地先から岩井市大字筵打字中川1518番 6 地先まで
県道水戸那珂湊線	ひたちなか市峯後8451番地先からひたちなか市湊本町5273番 1 地先まで
県道石岡下館線	石岡市八軒台 4 番 1 地先から石岡市大字柏原10番地先まで
県道小川鉾田線	新治郡玉里村大字田木谷245番 1 地先から東茨城郡小川町大字中延字後田142番地先まで
県道佐野古河線	古河市古河5230番地先から古河市錦町6838番 7 地先まで
県道下館つくば線	真壁郡明野町大字松原字新堀1263番 1 地先からつくば市北条5344番 1 地先まで
県道結城野田線	結城市大字結城字公達9602番 3 地先から結城市大字結城字下山7909番 1 地先まで及び猿島郡境町字鹿島下1331番 9 地先から猿島郡境町字川附1197番 6 地先まで
県道取手つくば線	つくば市谷田部3778番 9 からつくば市西大橋593番10地先まで及びつくば市谷田部3778番 9 からつくば市境松661番 2 地先まで
県道結城岩井線	結城市大字結城字観音台6038番 1 地先から結城郡八千代町大字菅谷字宿南594番 1 地先まで及び岩井市大字辺田字大六天349番13地先から岩井市大字矢作字鹿島沼3057番 1 地先まで

県道土浦境線	土浦市桜町 1 丁目15番14地先から土浦市千束町 1 番 1 地先まで及び結城郡石下町大字新石下字駒放1590番1地先から結城郡石下町大字鴻野山字大沢端1642番1地先まで
県道土浦江戸崎線	土浦市中村南 4 丁目12番 5 地先から稲敷郡阿見町大字荒川沖1455番 1 地先まで
県道瓜連馬渡線	那珂郡那珂町大字鴻巣字新野775番 1 地先からひたちなか市大字長砂字宿屋敷52番 1 地先まで
県道竜ヶ崎阿見線	牛久市久野町1006番 1 地先から稲敷郡阿見町中央三丁目4668番21地先まで及び稲敷郡阿見町大字阿見字下田3962番16地先から稲敷郡阿見町大字阿見字十王堂3201番 1 地先まで
県道那珂湊那珂線	ひたちなか市大字市毛字上坪1079番 1 地先から那珂郡那珂町大字中台字南次男分706番 5 地先まで
県道茨城岩間線	東茨城郡茨城町大字小幡字南表13番45地先から西茨城郡岩間町大字押辺字下原2599番118地先まで
県道つくば真岡線	つくば市真瀬1513番64地先からつくば市上河原崎37番 6 地先まで、つくば市大砂185番35地先からつくば市明石355番 1 地先まで、真壁郡明野町大字松原字新堀1263番 1 地先から真壁郡明野町大字鍋山字屋敷付551番 8 地先まで及びつくば市島名3615番地先からつくば市今鹿島 1 番地先まで
県道野田牛久線	守谷市緑二丁目32番 2 地先から守谷市百合ヶ丘一丁目字黒内2354番93地先まで
県道土浦竜ヶ崎線	牛久市岡見町2837番 5 地先から牛久市岡見町2241番 4 地先まで
県道水戸神栖線	潮来市須賀2934番 3 地先から鹿島郡神栖町大字平泉外十二入会182番34地先まで
県道土浦つくば線	土浦市中村南 4 丁目12番 5 地先からつくば市大角豆2012番121番地先まで
県道つくば古河線	猿島郡三和町大字東山田字西原4251番 1 地先から猿島郡総和町大字柳橋字宮下1560番地先まで
県道常陸那珂港南線	ひたちなか市阿字ヶ浦町字千駄切552番 5 地先からひたちなか市部田野字中西原1678番 1 地先まで
県道取手豊岡線	水海道市菅生町字上野3053番 8 地先から水海道市坂手町字馬頭5547番 3 地先まで
県道玉里水戸線	東茨城郡小川町大字中延字後田142番地先から東茨城郡小川町大字中延字三本松631番 1 地先まで
県道常陸那珂港山方線	那珂郡東海村大字照沼字渚768番49地先からひたちなか市大字長砂字渚163番 2 地先まで
県道那珂インター線	那珂郡那珂町大字福田字上福田道東521番 1 地先から那珂郡那珂町大字鴻巣字新野748番 1 地先まで
県道土浦岩井線	つくば市西大橋593番10地先からつくば市西岡418番101地先まで及び岩井市大字勘助新田字宮下4279番地先から岩井市大字岩井字諏訪前4355番10地先まで
県道新宿新田総和線	猿島郡三和町大字駒込字薬師山643番 3 地先から猿島郡三和町大字上片田字浅間749番 2 地先まで
県道中里岩井線	猿島郡三和町大字東山田字西原4251番 1 地先から猿島郡猿島町大字逆井字沼ノ田3168番 4 地先まで
県道赤浜谷田部線	下妻市大字高道祖字西原1384番21地先からつくば市安食1435番 1 地先まで
県道牛渡馬場山土浦線	土浦市神立町659番 7 地先から土浦市神立町666番 4 地先まで

県道紅葉石岡線	東茨城郡茨城町大字生井沢字下原657番 4 地先から東茨城郡小川町大字中延字三本松631番 1 地先まで
県道東山田岩瀬線	西茨城郡岩瀬町大字中泉字星ノ宮338番 2 地先から真壁郡大和村大字大国玉字北大国玉371番 1 地先まで
県道岩井関宿野田線	岩井市大字長須字松下9657番 2 地先から岩井市大字木間ヶ瀬字上小通里11246番 3 地先まで
県道矢幡潮来線	潮来市大賀302番地先から潮来市大生1251番 5 地先まで
県道大賀延方線	潮来市大賀302番地先から潮来市宮前 2 丁目100番31地先まで
県道小野土浦線	新治郡新治村大字大畑1605番 8 地先から土浦市東中貫町3101番15地先まで
県道荒川沖阿見線	稲敷郡阿見町大字荒川沖1455番 1 地先から稲敷郡阿見町大字阿見字十王堂3201番 1 地先まで
県道谷田部藤代線	つくば市境松661番 2 地先からつくば市駒込2262番 5 地先まで
県道島名福岡線	つくば市真瀬1265番 1 地先からつくば市島名3615番地先まで
県道粟生木崎線	鹿嶋市大字泉川1455番 8 地先から鹿嶋市大字泉川1465番 7 地先まで及び鹿嶋郡神栖町大字東深芝27番地先から鹿嶋郡神栖町大字木崎2398番26地先まで
県道奥野谷知手線	鹿嶋郡神栖町大字知手3106番 4 地先から鹿嶋郡神栖町大字東和田38番 7 地先まで及び鹿嶋郡神栖町大字東和田39番 2 地先から鹿嶋郡神栖町大字東和田10番地先まで
県道常陸海浜公園線	ひたちなか市大字長砂字塙987番13地先からひたちなか市大字長砂字原1684番 2 地先まで
県道岩井菅生線	水海道市菅生町字上野3053番 8 地先から水海道市菅生町字大並1350番 1 地先まで及び岩井市大字辺田字大六天349番13地先から岩井市大字辺田字浅間前382番 1 地先まで
県道日立港線	日立市久慈町 1 丁目5630番地先から日立市久慈町字館野2470番15地先まで
県道小山結城線	結城市大字結城字上の宮10856番 2 地先から結城市大字結城字大町38番 1 地先まで
県道西関宿栗橋線	猿島郡五霞町大字小福田字西谷1330番130地先から猿島郡五霞町大字小手指字猪塚992番 3 地先まで
県道牛久赤塚線	つくば市稲岡785番地先からつくば市赤塚634番14地先まで
県道谷和原下館線	下妻市大字下妻字柳の下戊106番 1 地先から下妻市大字下妻字坂本乙1038番36地先まで
水戸市道幹線 3 号線	水戸市元吉田町字荒谷1026番 3 地先から水戸市元吉田町字岡崎1029番 7 地先まで
水戸市道吉田55号線	水戸市吉沢町字一里塚西1450番 1 地先から水戸市元吉田町字岡崎1030番 4 地先まで
日立市道5016号線	日立市多賀町 1 丁目 8 番地先から日立市東多賀町 4 丁目44番 1 地先まで
土浦市道小山崎115号線	土浦市東中貫町3101番15地先から土浦市紫が丘 1 番 1 地先まで
土浦市道 1 - 18号線	土浦市東中貫町 4 番 4 地先から土浦市東中貫町 4 番 5 地先まで
土浦市道 1 - 3号線	土浦市東中貫町 6 番 1 地先から土浦市神立町666番 7 地先まで及び土浦市神立町659番 7 地先から土浦市白鳥町1106番16地先まで

石岡市道2182号線	石岡市大字柏原 8 番 2 地先から石岡市大字柏原 9 番 1 地先まで
下妻市道103号線	下妻市大字下妻字坂本乙1038番36地先から下妻市大字下妻字塚の越丙386番 1 地先まで
下妻市道4138号線	下妻市大字高道祖字東原4210番15地先から下妻市大字高道祖字東原4213番 3 地先まで
下妻市道2442号線	下妻市大字下妻字藤花丙521番 3 地先から下妻市大字下妻字柿ノ木丙399番 2 地先まで
水海道市道3854号線	水海道市菅生町字下ノ原465番 2 地先から水海道市内守谷町字原山4252番地先まで
水海道市道3540号線	水海道市坂手町字馬頭5547番 3 地先から水海道市坂手町字鋸崎6792番 1 地先まで
岩井市道 1 級 1 号線	岩井市大字岩井字大山4294番75地先から岩井市大字幸神平41番 3 地先まで
岩井市道 1 級13号線	岩井市大字岩井字諏訪前4355番27地先から岩井市大字辺田字丹後作486番 6 地先まで
岩井市道長須424号線	岩井市大字長須字町谷久保2272番 1 地先から岩井市大字長須字島ノ内10878番地先まで
岩井市道長須425号線	岩井市大字長須字宮久保3636番 1 地先から岩井市大字三字西ノ後1548番 1 地先まで
牛久市道 7 号線	牛久市岡見町2837番 5 地先から牛久市久野町1006番 1 地先まで
つくば市道 6 - 5113号線	つくば市荃崎1830番 1 地先からつくば市駒込2262番 5 地先まで
つくば市道1001号線	つくば市寺具1092番21地先からつくば市寺具667番 2 地先まで
つくば市道1038号線	つくば市大砂 1 番 1 地先からつくば市長高野1204番 1 地先まで
つくば市道 1 - 6 号線	つくば市寺具1476番 1 地先からつくば市寺具1480番 1 地先まで
ひたちなか市道東中根高場線	ひたちなか市大字稲田字今鹿島1440番 1 地先からひたちなか市大字稲田字原野1223番 6 地先まで及びひたちなか市大字稲田字カチ内1173番 1 地先からひたちなか市大字足崎字西原1453番 1 地先まで
ひたちなか市道佐和長砂線	ひたちなか市大字長砂字古保米979番 1 地先からひたちなか市大字長砂字塙987番13地先まで
ひたちなか市道西原長砂線	ひたちなか市大字足崎字西原1453番 1 地先からひたちなか市大字足崎字西原1450番 4 地先まで
那珂町道 6 - 18号線	那珂郡那珂町大字菅谷字寄居1563番 5 地先から那珂郡那珂町大字菅谷字掘ノ内3793番 1 地先まで
神栖町道 8 - 104号線	鹿島郡神栖町大字東和田10番地先から鹿島郡神栖町大字東和田10番地先まで
神栖町道 8 - 1034号線	鹿島郡神栖町大字東深芝23番地先から鹿島郡神栖町大字東深芝23番地先まで

神栖町道 8 - 108 号線	鹿島郡神栖町大字東深芝27番地先から鹿島郡神栖町大字東深芝36番地先まで
神栖町道 6 - 11号 線	鹿島郡神栖町大字日川4215番 2 地先から鹿島郡神栖町大字横瀬18番地先まで
波崎町道 1 - 11号 線	鹿島郡波崎町大字柳川字若松3832番 2 地先から鹿島郡波崎町大字砂山1369番28地先まで
美浦村道102号線	稲敷郡美浦村大字大谷字石灘420番地先から稲敷郡美浦村大字信太字道葉様2620番地先まで
阿見町道109号線	稲敷郡阿見町大字吉原字東784番 1 地先から稲敷郡阿見町大字福田1412番地先まで
阿見町道2455号線	稲敷郡阿見町大字阿見5535番 2 地先から稲敷郡阿見町大字阿見4002番21地先まで
千代田町道神立停 車場線	新治郡千代田町大字上稲吉2044番 2 地先から新治郡千代田町大字上稲吉2045番 2 地先まで
千代田町道 1 - 13 号線	新治郡千代田町大字下稲吉2632番 3 地先から新治郡千代田町大字上稲吉2046番 1 地先まで
谷和原村道 8 - 0673号線	筑波郡谷和原村大字坂野新田13番191地先から筑波郡谷和原村大字坂野新田13番138地先まで
谷和原村道 7 - 17 号線	筑波郡谷和原村大字台字谷田部934番 7 地先から筑波郡谷和原村大字坂野新田13番191地先まで
明野町道 6 - 0002 号線	真壁郡明野町大字鍋山字屋敷付553番 5 地先から真壁郡明野町大字鍋山字東原738番 3 地先まで
明野町道 6 - 0005 号線	真壁郡明野町大字向上野字南原858番 1 地先から真壁郡明野町大字向上野字南原858番 1 地先まで
総和町道10号線	猿島郡総和町大字北利根字北利根11地先から猿島郡総和町大字久能字向裏124番 2 地先まで
総和町道62号線及 び3718号線	猿島郡総和町大字北利根字北利根11地先から猿島郡総和町大字北利根字北利根15地先まで
総和町道 1 号線及 び62号線	猿島郡総和町大字北利根字北利根15地先から猿島郡総和町大字北利根字北利根14番 2 地先まで
五霞町道 6 - 8 号 線	猿島郡五霞町大字元栗橋字押出7463番地先から猿島郡五霞町大字江川字沖ノ谷1438番 1 地先まで
五霞町道 8 - 1800 号線	猿島郡五霞町大字小手指字猪塚992番 3 地先から猿島郡五霞町大字小手指字大崎2860番地先まで
猿島町道 1 - 1 号 線	猿島郡猿島町大字逆井字里2560番 1 地先から猿島郡猿島町大字逆井字大島山6276番地先まで
臨港道路 4 号線	那珂郡東海村大字照沼字渚768番49地先から那珂郡東海村大字照沼字渚768番30地先まで

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行日前にこの規則による改正後の茨城県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）別表第 2 に掲げる道路の区間を通行した自動車についての新規則第10条の 2 の規定の適用については、同条中「4.1メート

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

2 変更年月日

平成16年 3月22日

茨城県告示第394号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第 1 項の規定により、次の医療機関を指定し、同条第 4 項の規定により、次の医療機関は指定を辞退したので公示する。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

(指 定)

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人浜野こどもクリニック	水戸市けやき台 3 丁目48番地の 2	平成15年10月 1 日
医療法人社団景星会藤代病院	北相馬郡藤代町下萱場225番地	平成16年 1 月 9 日
こばなわ歯科医院	東茨城郡小川町小川1556 - 3	平成16年 2 月 4 日
南町薬局	水戸市南町 2 丁目 1 番28号	平成16年 2 月12日
カシワヤ薬局	水海道市宝町2762	平成16年 2 月24日

(辞 退)

名 称	所 在 地	辞退年月日
浜野こどもクリニック	水戸市けやき台 2 - 24 - 9	平成15年 9 月30日
カシワヤ薬局	水海道市宝町2762	平成15年11月 3 日
医療法人社団藤伸会藤代中央病院	北相馬郡藤代町下萱場225番地	平成15年12月17日
今川薬局水海道きぬ店	水海道市新井木町江畑15 - 5	平成16年 2 月 1 日

茨城県告示第395号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第 1 項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 1 条の 2 第 2 項の規定に基づき、次のとおり辞退する旨の届出があった。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

辞 退

種 目	診療科目	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
聴覚	神経内科	柴 垣 泰 郎	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成15年 11月30日
聴覚	耳鼻咽喉科	佐々木 慶 太	労働福祉事業団 鹿 島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 9108 - 2	平成16年 3月31日
肢体不自由	脳神経外科	山 里 道 彦	医療法人社団常仁会 牛久愛和総合病院	牛久市猪子町896	平成16年 1月31日

種 目	診療科目	氏 名	医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
肢体不自由	脳神経外科	下 枝 宣 史	労働福祉事業団 鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 9108 - 2	平成16年 3月31日
肢体不自由	脳神経外科	砂 田 荘 一	労働福祉事業団 鹿島労災病院	鹿島郡波崎町土合本町 1 - 9108 - 2	平成16年 3月31日
肢体不自由 ぼうこう・直腸	外科, 理学 診療科	森 尚 哉	いばらき診療所	ひたちなか市高場167 - 2	平成16年 2月27日
心臓	内科	村 山 由美子	医療法人社団桜水会 筑波病院	つくば市大角豆1761	平成16年 2月 4日
呼吸器	内科, 外科	小 野 久 之	小野クリニック	水戸市元吉田町2576 - 6	平成16年 3月 4日
呼吸器	内科	星 野 敦	高萩協同病院	高萩市安良川267	平成15年 12月13日
呼吸器	呼吸器内科	卯 木 希代子	猿島赤十字病院	猿島郡総和町上辺見1300 - 13	平成16年 2月29日
ぼうこう・直腸	外科	甲 斐 敏 弘	石岡第一病院	石岡市大字石岡13446 - 6	平成15年 10月31日

茨城県告示第396号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師から、身体障害者福祉法施行細則（平成5年茨城県規則第36号）第5条の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

内容変更（医療機関等勤務先）

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関等 勤務先名称	医療機関等勤務先 の住所	医療機関等 勤務先名称	医療機関等勤務先 の住所	
肢体不自由	辻 肇一	筑波病院	つくば市大角豆 1761	常陽医院	土浦市城北町 14 - 4	平成16年 1月26日
肢体不自由	豊田 実	七会村国保診療 所	西茨城郡七会村小 勝516	石岡第一病院	石岡市大字石岡 13446 - 6	平成15年 5月 1日
肢体不自由	青柳 秀忠	筑波病院	つくば市大角豆 1761	あおやぎ医院	つくば市上ノ室 887	平成15年 11月 7日
肢体不自由	中井 啓	医療法人社団筑 波記念会 筑波 記念病院	つくば市要1187 - 299	医療法人慈心会 那珂中央病院	那珂郡那珂町飯田 1733 - 1	平成15年 4月 1日
肢体不自由	齋藤 浩幸	医療法人社団仁 誠会 川村医院	稲敷郡阿見町曙 178	医療法人社団仁 誠会 佐倉クリ ニック	稲敷郡江戸崎町佐 倉原3251 - 7	平成15年 11月 1日
肢体不自由	中川 博通	三和記念病院	猿島郡三和町東山 田4187 - 2	豊和麗病院	猿島郡猿島町沓掛 411	平成15年 11月 1日
肢体不自由	山村 一仁	医療法人社団仁 誠会 佐倉クリ ニック	稲敷郡江戸崎町佐 倉原3251 - 7	医療法人社団仁 誠会 阿見第一 クリニック	稲敷郡阿見町阿見 3020 - 1	平成15年 11月 1日
肢体不自由 じん臓	酒井伸一郎	かもめ・大津港 クリニック	北茨城市大津町北 町字深田4321 - 1	医療法人財団古 宿会 水戸中央 病院	水戸市柳町 1 - 15 - 1	平成16年 2月 1日
心臓	武井 泰彦	株式会社日立製 作所 日立総合 病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	株式会社日立製 作所 多賀総合 病院	日立市国分町 2 - 1 - 2	平成15年 10月 1日

種 目	氏 名	変 更 前		変 更 後		変更年月日
		医療機関等 勤務先名称	医療機関等勤務先 の住所	医療機関等 勤務先名称	医療機関等勤務先 の住所	
心臓	重田 治	筑波メディカル センター病院	つくば市天久保 1 - 3 - 1	筑波大学附属病 院	つくば市天久保 2 - 1 - 1	平成15年 10月 1日
じん臓	三輪谷博史	パークシティク リニック	土浦市小岩田町 659 - 9	山手医院	土浦市国分町 7 - 6	平成13年 3月 7日
じん臓	白木 正紀	取手協同病院	取手市本郷 2 - 1 - 1	医療法人社団常 仁会 牛久愛和 総合病院	牛久市猪子町896	平成15年 9月 1日
ぼうこう・ 直腸・小腸	青柳 啓之	医療法人社団筑 波記念会 筑波 記念病院	つくば市要1187 - 299	医療法人健佑会 いちほら病院	つくば市大曾根 3681	平成16年 1月 1日
小腸	堀田 総一	株式会社日立製 作所 日立総合 病院	日立市城南町 2 - 1 - 1	株式会社日立製 作所 多賀総合 病院	日立市国分町 2 - 1 - 2	平成15年 10月 1日

茨城県告示第397号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項に規定する指定医療機関から、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第13条の6第1項の規定に基づき、次のとおり内容を変更した旨の届出があった。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

更生医療機関開設者名称の変更

医療種目	医療機関名	医療機関所在地	開設者名称	
			変 更 前	変 更 後
口腔	横川矯正歯科	石岡市国府 1 - 2 - 5 - 201 横川ビル 2F	市 村 早 苗	横 川 早 苗
薬局（調剤）	霞ヶ浦薬剤センター 薬局	稲敷郡阿見町中央 3 - 20 - 2	堀 口 泰 良	中 村 智

更生医療を主として担当する医師の氏名の変更

医療種目	医療機関名	医療機関所在地	医師氏名	
			変 更 前	変 更 後
口腔	横川矯正歯科	石岡市国府 1 - 2 - 5 - 201 横川ビル 2F	市 村 早 苗	横 川 早 苗

茨城県告示第398号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県南地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県県南地方総合事務所商工労働課に到着するように提出してください。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (1) 株式会社カワチ薬品
代表取締役社長 河 内 伸 二
栃木県小山市大字卒島1293
- (2) 株式会社スーパーカドヤ
代表取締役 岡 崎 正 光
東茨城郡美野里町羽鳥2737

2 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) 谷田部SC
つくば市上横場2380 - 22 外
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カワチ薬品	栃木県小山市大字卒島1293	河 内 伸 二
株式会社スーパーカドヤ	東茨城郡美野里町羽鳥2737	岡 崎 正 光

- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
平成16年11月 9 日
- (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,632m²
- (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数 252台
- イ 駐輪場の収容台数 130台
- ウ 荷さばき施設の面積 391m²
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 44m³
- (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(開店時刻) 午前 9 時
(閉店時刻) 午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時30分 ~ 午前 0 時15分
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 7 時 ~ 午後 9 時

3 届出年月日

平成16年 3月 8 日

~~~~~

## 茨城県告示第399号

茨城みなみ農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定に基づき、平成16年3月12日に次のとおり承認をしたので公告する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 農地保有合理化事業の実施区域

伊奈町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された地域）の区域とする。

## 2 農地保有合理化事業の種類

- (1) 農地売買等事業（貸借事業に限る。）
- (2) 農地信託等事業

## 茨城県告示第400号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ病、牛の結核病、牛のヨーネ病、牛、山羊及びめん羊の伝達性海綿状脳症、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、ブルータング、牛の口蹄疫、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、馬ウイルス性動脈炎、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢に限る。）、高病原性鳥インフルエンザ、兎粘液腫及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 牛のブルセラ病検査

## (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

- a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

## (4) 実施の期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで。

## (5) 実施の方法

凝集反応検査（急速凝集反応法，試験管凝集反応法），補体結合反応検査及びその他の検査。

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 2 牛の結核病検査

## (1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

## (5) 実施の方法

ツベルクリン検査及びその他の検査。

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 3 牛のヨーネ病検査

## (1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

ただし、生後12か月齢未満のものを除く。

a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛

イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

## (5) 実施の方法

臨床検査、細菌検査、エライザ法及びヨーニン検査及びその他の検査。

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 4 牛の伝達性海綿状脳症検査

## (1) 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生予防のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛海綿状脳症対策特別措置法第 6 条第 1 項に基づく届出対象となる牛で、家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

## (5) 実施の方法

エライザ法

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 5 山羊及びめん羊の伝達性海綿状脳症検査

## (1) 実施の目的

山羊及びめん羊の伝達性海綿状脳症の発生予防のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で死亡した12か月齢以上の山羊及びめん羊で、家畜保健衛生所長が必要と認めた山羊及びめん羊。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

## (5) 実施の方法

ウエスタンプロット法

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 6 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病及びブルータング検査

## (1) 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病及びブルータングの発生予察のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛（未越夏牛とし、原則として、最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛。）を対象に、地理的・自然的条件を考慮して、家畜保健衛生所長が選定した牛。

## (4) 実施の期間

原則として、平成16年 6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬。

## (5) 実施の方法

臨床検査、中和試験及びゲル内沈降反応検査。

## (6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 7 牛の口蹄疫検査

## (1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予察のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

8 馬伝染性貧血検査

(1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬（生後180日未満の馬を除く。）で、当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた馬。

(4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

(5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及びその他の検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

9 馬伝染性子宮炎検査

(1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち、本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬。

その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬。

(4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

10 馬パラチフス検査

(1) 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲



家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬。

(4) 実施の期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査、凝集反応検査（急速凝集反応法、試験管凝集反応法）及び細菌検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 馬ウイルス性動脈炎検査

(1) 実施の目的

馬ウイルス性動脈炎の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県北及び県南家畜保健衛生所管内。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた馬。

(4) 実施の期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた豚。

(4) 実施の期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

13 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚。

## (4) 実施の期間

平成16年 6月 1日から平成16年11月30日まで。

## (5) 実施の方法

血清検査, 臨床検査及びウイルス検査。

## (6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 14 家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢に限る。) 検査

## (1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢に限る。) の発生予防のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

## (5) 実施の方法

急速凝集反応法。

## (6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 15 高病原性鳥インフルエンザ検査

## (1) 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予察のため。

## (2) 実施の区域

県下一円。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏。

## (4) 実施の期間

平成16年 4月 1日から平成17年 3月31日まで。

## (5) 実施の方法

臨床検査。

## (6) その他

実施の細部については, 所轄家畜保健衛生所長の指示による。

## 16 兎粘液腫検査

## (1) 実施の目的

兎粘液腫の発生予察のため。

## (2) 実施の区域

県北家畜保健衛生所管内。

## (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた兎。

## (4) 実施の期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

17 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内において飼育しているみつばち。

(4) 実施の期間

平成16年 4 月 1 日から平成17年 3 月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 水戸岩間線

3 道路の区域

| 区 間                                                             | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|-----------------------------------------------------------------|------|---------|------|------|
| 東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割<br>1662番 1 地先から<br>東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割<br>1323番地先まで | 旧    | メートル    | メートル |      |
|                                                                 |      | 最大 21.5 | 250  |      |
|                                                                 | 新    | 最小 11.5 |      |      |
|                                                                 |      | 最大 31.5 | 250  | 現道拡幅 |
|                                                                 |      | 最小 11.5 |      |      |

茨城県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年 3 月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                           | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|---------------------------------------------------------------|------|---------|------|------|
| 東茨城郡内原町大字鯉淵字四ノ割<br>3416番地先から<br>東茨城郡内原町大字小林字小林<br>1186番66地先まで | 旧    | メートル    | メートル | 296  |
|                                                               |      | 最大 13.0 |      |      |
|                                                               | 新    | 最大 18.5 | 296  | 現道拡幅 |
|                                                               |      | 最小 11.0 |      |      |

## 茨城県告示第403号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡常北線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                           | 旧新の別  | 敷地の幅員   | 延 長   | 摘 要    |
|---------------------------------------------------------------|-------|---------|-------|--------|
| 東茨城郡内原町大字鯉淵字三ノ割<br>2886番1地先から<br>東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割<br>703番2地先まで | 旧 (A) | メートル    | メートル  | 1,540  |
|                                                               |       | 最大 20.0 |       |        |
|                                                               | 新     | 最小 5.0  | 1,540 |        |
|                                                               |       | (A)     |       |        |
| 東茨城郡内原町大字鯉淵字三ノ割<br>2886番1地先から<br>東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割<br>703番2地先まで | 新     | 最大 20.0 | 1,540 |        |
|                                                               |       | 最小 5.0  |       |        |
| 東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割<br>1650番1地先から<br>東茨城郡内原町大字鯉淵字一ノ割<br>703番2地先まで | (B)   | 最大 28.0 | 1,077 | バイパス新設 |
|                                                               |       | 最小 11.0 |       |        |

## 茨城県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小泉水戸線
- 3 道路の区域

| 区 間                                       | 旧新の別    | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要   |
|-------------------------------------------|---------|---------|------|-------|
| 水戸市吉沼町字塚下1471番 1 から<br>水戸市吉沼町字塚下973番 1 まで | 旧 (A)   | メートル    | メートル | 115   |
|                                           |         | 最大 15.0 |      |       |
|                                           | 新 (A)   | 最大 15.0 | 115  | 迂回路設置 |
|                                           |         | 最小 9.8  |      |       |
| 新 (B)                                     | 最大 26.4 | 125     |      |       |
|                                           | 最小 9.5  |         |      |       |

茨城県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦笠間線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                                | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|--------------------------------------------------------------------|------|---------|------|------|
| 新治郡千代田町大字中志筑字阿太古<br>1649番 1 地先から<br>新治郡千代田町大字中志筑字台<br>1452番 5 地先まで | 旧    | メートル    | メートル | 625  |
|                                                                    |      | 最大 12.2 |      |      |
|                                                                    | 新    | 最大 13.1 | 625  | 現道拡幅 |
|                                                                    |      | 最小 9.0  |      |      |

茨城県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

| 区 間                                         | 旧新の別 | 敷地の幅員   | 延 長  | 摘 要  |
|---------------------------------------------|------|---------|------|------|
| 土浦市大字西真鍋町1980番 1 地先から<br>土浦市大字西真鍋町1981番地先まで | 旧    | メートル    | メートル | 60   |
|                                             |      | 最大 9.7  |      |      |
|                                             | 新    | 最大 11.4 | 60   | 現道拡幅 |
|                                             |      | 最小 11.2 |      |      |

茨城県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野田牛久線
- 3 道路の区域

| 区 間                                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長         | 摘 要  |
|------------------------------------------|------|----------------------------|-------------|------|
| 守谷市松並字黒内2354番1地先から<br>守谷市松並字大日1930番1地先まで | 旧    | メートル<br>最大 13.5<br>最小 11.5 | メートル<br>173 |      |
|                                          | 新    | 最大 24.7<br>最小 14.5         | 173         | 現道拡幅 |

茨城県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 小泉水戸線
- 2 供用開始の区間 水戸市吉沼町字塚下1471番1から  
水戸市吉沼町字塚下973番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月22日

茨城県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成16年3月22日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成16年3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 玉里水戸線
- 2 供用開始の区間 東茨城郡美野里町大字鶴田字橋元912番1から  
東茨城郡美野里町大字鶴田字塚原15番4まで
- 3 供用開始の期日 平成16年3月26日

茨城県告示第410号

平成15年8月7日付け江土改指令第25号をもって認可のあった、桜川土地改良区が行う柏木地区土地改良事業については、平成16年1月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成16年 3 月22日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 齋 藤 俊 二

茨城県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により県営土地改良事業山部後谷地区（全換地区）に係る換地処分をした。

平成16年 3 月22日

茨城県高萩土地改良事務所長 村 田 忠

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第 1 号

昭和42年 5 月 8 日茨城県人事委員会告示第 3 号で告示した県内旅行起点表の一部を次のように改正し、平成16年 4 月 1 日以後に出発する旅行から適用する。

平成16年 3 月22日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

別表第 2 石岡市の部中「大谷津」の次に「，半ノ木，根当，池の台，大砂，碁石沢，栄松」を加え，同表つくば市の部中「五人受」の次に「，大久保」を，「和台」の次に「，上沢」を加え，同表鹿嶋市の部中「旭ヶ丘一，二丁目」の次に「，高天原一，二丁目」を加え，同表東茨城郡の部茨城町の項中「南川又」の次に「，中央工業団地」を加え，同表西茨城郡の部友部町の項中「随分付」の次に「，長兎路仁古田入会地」を加え，同表那珂郡の部東海村の項中「舟石川」の次に「，舟石川駅西一丁目から四丁目まで」を加え，同表鹿島郡の部神栖町の項中「大野原二丁目から四丁目まで」を「大野原二丁目から六丁目まで」に，「大野原一丁目」を「大野原一，七，八丁目」に改め，同表稲敷郡の部新利根町の項中「堀川」の次に「，羽賀浦」を加える。

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき，特定非営利活動法人の設立の認証申請について，次のとおり申請があったので，同条第 2 項の規定により公告する。

なお，当該申請に係る同条第 1 項第 1 号，第 2 号イ，第 5 号，第10号及び第11号に掲げる書類は，平成16年 5 月 6 日まで，茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成16年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成16年 3 月 1 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 安心住宅支援センター

3 代表者の氏名

齋 藤 義 則

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市城南 2 丁目 2 番21号

## 5 その他の事務所の所在地

茨城県土浦市中央 1 丁目11番 7号

## 6 定款に記載された目的

この法人は、人と環境にやさしい安全で快適な「まちづくり」のための情報や機能を提供し、併せて建築基準法、住宅の品質確保の促進等に関する法律に適合した建築物と住宅品質確保を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## 争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 執行委員長 小室 和久から、平成16年 3月12日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 事 件

賃金引き上げ及び労働条件改善等に関する要求

## 2 日 時

平成16年 3月26日（金）午前零時以降、要求書解決に至る間

## 3 施 設

- |                      |              |
|----------------------|--------------|
| (1) 水戸市宮町 3 2 7      | 総合病院 水戸協同病院  |
| (2) 高萩市安良川267        | 高萩協同病院       |
| (3) 土浦市真鍋新町11 - 7    | 総合病院 土浦協同病院  |
| (4) 取手市本郷 1 - 1 - 1  | 総合病院 取手協同病院  |
| (5) 猿島郡境町2190        | 茨城西南医療センター病院 |
| (6) 行方郡玉造町井上藤井98 - 8 | なめがた地域総合病院   |

## 4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部又は全部を、単独もしくは併用して実施する。

ただし、ストに入った場合、保安要員については協定に基づき除く。

## 5 争議をおこなう組織

茨城県厚生連労働組合（茨厚労） 中央執行委員長 櫻 井 雅 博

## 保安林の皆伐面積の限度公表

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第 4 条の 2 第 3 項の規定により、平成16年度における保安林の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第 1 項の規定により許可する皆伐面積の限度を、次のとおり公表する。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌



| 皆 伐 面 積 の 限 度 (単位：ヘクタール) |           |         |                |           |            |
|--------------------------|-----------|---------|----------------|-----------|------------|
| 同一の単位とされている保安林           |           | 皆伐面積の限度 | 同一の単位とされている保安林 |           | 皆伐面積の限度    |
| 多 賀 北 部                  | 水源かん養保安林  | 248.41  | 那 珂 川          | 水源かん養保安林  | 157.81     |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 8.50    |                | 土砂流出防備保安林 | 16.63      |
|                          | 飛砂防備保安林   | 0.96    |                | 干害防備保安林   | 2.06       |
|                          | 防風保安林     | 0.10    | 水戸鹿行地区         | 水源かん養保安林  | 4.32       |
|                          | 干害防備保安林   | 0.06    |                | 土砂流出防備保安林 | 0.22       |
| 多 賀 南 部                  | 水源かん養保安林  | 388.37  | 霞ヶ浦地区          | 飛砂防備保安林   | 3.82       |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 11.95   |                | 防風保安林     | 1.98       |
|                          | 防風保安林     | 0.04    |                | 干害防備保安林   | 1.88       |
|                          | 保健保安林     | 3.48    |                | 土砂流出防備保安林 | 5.64       |
| 里 川 山 田 川                | 水源かん養保安林  | 449.34  | 笠 間 地 区        | 防風保安林     | 0.12       |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 4.20    |                | 干害防備保安林   | 10.72      |
|                          | 干害防備保安林   | 1.00    |                | 水源かん養保安林  | 54.62      |
|                          | 保健保安林     | 10.08   | 土砂流出防備保安林      | 29.70     |            |
| 久 慈 川                    | 水源かん養保安林  | 256.94  | 鬼 怒 川 下 流      | 水源かん養保安林  | 70.68      |
|                          | 土砂流出防備保安林 | 42.24   |                | 土砂流出防備保安林 | 38.38      |
|                          | 保健保安林     | 8.74    |                | 干害防備保安林   | 2.50       |
| 合 計                      |           |         |                |           | 1,835.49ha |

~~~~~

県営土地改良事業計画

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鶴戸沼地区土地改良事業につき計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営鶴戸沼地区土地改良事業（基幹水利施設補修事業）計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年 3月23日から平成16年 4月19日まで

3 縦覧の場所

境土地改良事務所

~~~~~

都市計画の案の作成に係る公聴会の開催

大野都市計画の案の作成について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

公述人については、茨城県都市計画公聴会規則（昭和44年茨城県規則第71号）第4条第1項の規定に基づく公述申出書を提出した者のうちから、同規則第5条第1項の規定に基づき公聴会において意見を述べるができる者を選定するものとし、同条第3項の規定に基づき公述人を選定した時はその旨を当該公述人に通知する。

なお、公述申出者がいない場合には、公聴会は開催しない。

平成16年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

1 開催の日時及び場所並びに公述申出書の提出先、提出期限及び様式

| 日 時                     | 場 所                              | 公述申出書の提出先、提出期限及び様式                                                                                          |
|-------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年 4 月 6 日<br>午後 2 時 | 鹿嶋市都賀1919 - 1<br>大野公民館<br>2 階 講堂 | 提 出 先<br>水戸市笠原町978番 6<br>茨城県知事 橋 本 昌<br>(土木部都市局都市計画課扱い)<br>提 出 期 限<br>平成16年 3 月30日 (必着のこと)<br>様 式<br>別掲のとおり |

2 大野都市計画の構想

(1) 都市計画の種類

| 名 称 | 大野都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針 |
|-----|---------------------------|
|     |                           |

(2) 都市計画区域の範囲

| 市 町 村 | 範 囲           |
|-------|---------------|
| 鹿 嶋 市 | 行 政 区 域 の 一 部 |

(3) 都市計画の概要

ア 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

(ア) 定める内容

a 都市計画の目標

- (a) 都市計画区域の名称及び範囲
- (b) 都市づくりの基本理念
- (c) 地域ごとの市街地像

b 区域区分の決定の有無

c 主要な都市計画の決定の方針

- (a) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
- (b) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
- (c) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(イ) 案の作成理由

都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を定めるものである。

なお，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，当該区域における都市計画の目標を明確にするとともに，その実現に向けた土地利用，都市施設の整備，市街地開発事業及び自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。

3 都市計画の原案の閲覧場所及び公聴会に関する問い合わせ先

- (1) 水戸市笠原町978番 6

茨城県土木部都市局都市計画課

電話 029 - 301 - 1111 (内線4592)

- (2) 鹿嶋市平井1187 - 1

鹿嶋市都市計画課

電話 0299 - 82 - 2911 (内線412)

別 掲

## 公 述 申 出 書

大野都市計画の案の作成について、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

茨城県知事 橋 本 昌 殿

公述申出人

住 所

ふりがな

氏 名

印

年 齢

職 業

意見の要旨 別 紙

「意見の要旨」作成上の注意

かい書で400字程度にまとめ意見の要旨を記載すること。

## 開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成16年 3 月22日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡伊奈町大字小張字門才久保2783番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

取手市戸頭 1 丁目10番20 - 702号

根 本 秀 明, 根 本 智 恵 子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市さくら台三丁目34番15, 同番19

## 2 事業主の住所及び氏名

牛久市小坂町1929 - 67

秋 山 昌 範

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町稲吉東 5 丁目3822番 7, 同番 8, 同番 9

## 2 事業主の住所及び氏名

新治郡千代田町稲吉東 5 - 16 - 3

坂 本 圭 子

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字房山8712番 7, 8712番 8

## 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城837

及 川 元 治

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字作野谷9408番 3, 同番 4, 字庚塚作113番18, 作116番 3

## 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字結城9408 - 3

高 橋 幸 吉, 高 橋 和 則

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

真壁郡明野町大字向上野字川内628番 6

## 2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字高道祖4245 - 123

神 郡 浩 之

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡三和町大字仁連字長塚1302番 7

2 事業主の住所及び氏名

総和町大字関戸1733 - 5 マイルストーン 2 - 103

金子 和 弘, 金子 一 美

道路の位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号            | 指定年月日        | 申 請 者                           |                      | 道 路 の 位 置                    | 道路の幅員及び延長    |               |
|-----------------|--------------|---------------------------------|----------------------|------------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                             | 住 所                  |                              | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指令<br>第 54 号 | 平成16年 3月 9 日 | 株式会社ミ<br>ツワ産業<br>代表取締役<br>日向寺 守 | 鹿嶋市大字大小志崎<br>789番地 3 | 鹿嶋市大字大小志崎字<br>出口802番 8, 同番10 | メートル<br>5.00 | メートル<br>32.63 |

落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

平成16年 3月22日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 落札者又は随意契約の相手方を決定した日 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 落札金額又は随意契約に係る契約金額 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日 その他必要な事項

DNA マイクロアレイ解析システム一式 出納事務局出納第二課 水戸市笠原町978番 6 平成16年 1月23日  
中山商事株式会社水戸営業所 所長黒澤秀吉 茨城県ひたちなか市田彦字寄井新田1019番地 3 33,300,000円  
(消費税及び地方消費税抜き額) 一般競争入札 平成15年12月 4 日 最低価格

訓 令

(教 育 長)

茨城県教育委員会教育長訓令第 1 号

茨城県教育委員会臨時職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年 3月22日

茨城県教育委員会教育長 川 俣 勝 慶

茨城県教育委員会臨時職員管理規程の一部を改正する訓令

第 2 条第 1 項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第 4 条第 3 項中「当該雇用通知書の写し並びに次条第 1 号及び第 2 号」を「次条第 1 号」に改める。

第 5 条第 4 号を削る。

第 6 条第 1 項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 7 条第 4 項中「第 1 種臨時職員雇用 (更新) 報告書に当該雇用 (更新) 通知書の写しを添えて、」を「第 1 種臨時職員雇用 (更新) 報告書を」に改める。

第12条第 2 項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 出資法人等指導監督基準 (平成11年 4月 1 日制定) が適用される法人

第15条第 1 項中「労働基準法第 8 条に規定する適用事業の号別区分 (昭和42年茨城県人事委員会告示第 4 号) 別表号別の欄第16号の区分に該当する事務所以外の事務所」を「労働基準法別表第 1 に規定する適用事業の号別区分 (平成11年茨城県人事委員会告示第 2 号) 別表号別の欄労働基準法別表第 1 に含まれない官公署以外の事業所」に改める。

第17条第 4 項中「第25号」を「第26号」に改める。

第18条中「第30条, 第31条」を「第29条の 2 から第31条まで」に、「第28条, 第29条及び第32条」を「第27条の 2 から第28条まで, 第29条の 2 及び第32条」に改める。

様式第 1 号中「様式第 1 号 (第 4 条第 2 項)」を「様式第 1 号 (第 4 条第 2 項関係)」に改める。

様式第 2 号中「様式第 2 号 (第 4 条第 3 項, 第 7 条第 4 項)」を「様式第 2 号 (第 4 条第 3 項, 第 7 条第 4 項関係)」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

## 様式第 3 号 (第 5 条第 2 号関係)

## 申 立 書

- 1 私は、日本の国籍を有するとともに次の各号のいずれかにも該当していません。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者以外の準禁治産者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 2 私は、茨城県、国若しくは他の地方公共団体に臨時職員として又は茨城県の庁舎内に事務局を置く団体若しくは出資法人等指導監督基準（平成11年 4 月 1 日制定）が適用される法人に職員として雇用されたことはありません。
- 3 私は、茨城県、国若しくは他の地方公共団体に臨時職員として又は茨城県の庁舎内に事務局を置く団体若しくは出資法人等指導監督基準が適用される法人に職員として雇用されたことがあります。
- (1) 雇用された期間  
年 月 日から  
年 月 日まで
  - (2) 雇用された課所等

上記のとおり相違ありません。

なお、上記の事項に虚偽の記載があった場合は、直ちに解雇されても異議ありません。

年 月 日

(住所)

(氏名)

(課長等) 殿

(注) 欄は該当するものにレ印を付すこと。



様式第 4 号中「様式第 4 号 (第 6 条第 1 項)」を「様式第 4 号 (第 6 条第 1 項関係)」

に、

「

退 職 通 知 書  
解 雇

を

」

「

退 職 (解 雇) 通 知 書

に改める。

」

様式第 5 号中「様式第 5 号 (第 6 条第 3 項)」を「様式第 5 号 (第 6 条第 3 項関係)」に改める。

様式第 6 号中「様式第 6 号 (第 7 条第 3 項)」を「様式第 6 号 (第 7 条第 3 項関係)」に改める。

様式第 7 号を次のように改める。



## 付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の茨城県教育委員会臨時職員管理規程の規定は、平成16年 4 月 1 日以後に雇用を開始し、又は更新する臨時職員について適用し、同日前に雇用を開始し、又は更新する臨時職員については、なお従前の例による。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)